## 「ガスの小売営業に関する指針」(案) に対する パブリックコメント募集の結果等について

## 1. これまでの検討状況及びパブリックコメントの結果について

本年9月~11月にかけて、本制度設計専門会合において、3度にわたり「ガスの小売営業に関する指針」(案)(以下「本指針案」という。)の制定について審議を行った。

その後、本年11月4日から12月3日にかけて、本指針案についてパブリックコメントを募集した結果、計14通の御意見をいただいた。御意見の内容及びそれに対する事務局の考え方は別紙を参照されたい。

## 2. 本指針案の一部修正

「供給条件の説明義務のうち『保安上の責任に関する事項』について、消費機器とガス導管(内管)にかかる事業者の責任がガス小売事業者とガス導管事業者に分かれることについて、消費者に分かりやすく具体的に説明することを明確にすべき」との御意見を踏まえ、本指針案に以下のとおり明記する修正を行ってはどうか。

【パブリックコメントを踏まえた修正案(※下線部を追加)】

## 【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

- 1 供給条件の説明
- (3) 説明すべき事項

ア原則

ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、 以下の事項を需要家に対して説明しなければならない(ガス事業法第14 条第1項及び小売登録省令第3条第1項)。

(中略)

- ・導管、器具、機械その他の設備に関するガス導管事業者、ガス小売事業 者及び需要家の保安上の責任に関する事項(第25号)
- (※) 具体的には、内管・消費機器の緊急保安及び内管の漏洩検査についてはガス導管事業者が、消費機器の調査・危険発生防止周知についてはガス小売事業者がそれぞれ保安責任を負うこと <sup>17</sup>、その他需要家が負うべき保安責任の内容が考えられる。
  - (注 17) 旧簡易ガス事業者等が自己の維持及び運用する導管により小売供給 を行っている需要家に対する関係ではいずれについても当該旧簡易ガス事 業者等が保安責任を負うこととなる。